パブリックコメントを募集します

第二期障害福祉計画策定について

市では、障害者自立支援法第88条に基づく第二期障害福祉計画（21年～23年度）を策定しています。

このたび、計画素案がまとまりましたので、市民の皆さんからのご意見を募集します。寄せていただいたご意見を参考に検討した上、計画をまとめます。ご意見は要約して公表し、返却や個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

計画素案は、2月2日（月）から、障害福祉課（市役所1階）、市政情報コーナー（市役所2階）、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館、わくわく健康プラザおよび市ホームページでご覧いただけます。

【提出方法】2月2日（月）～18日（水）に（必着）、ご意見（様式は任意）、お住まいの町名・年齢・性別を記入の上、〒203－8555、市役所障害福祉課あて郵送、ファクス（475・8181）または電子メールで提出してください（電話受け付け不可）

詳しくは同課☎470・7747へ。

◆障害福祉課メールアドレス
shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

中央公民館の今後のあり方について

現在の「中央公民館」の名称を「生涯学習センター」と変更するとともに、指定管理者制度を導入すること等について、東久留米市立公民館のあり方に関する検討委員会での検討内容を「東久留米市立公民館の今後のあり方について（報告書案）」にまとめました。そこで、この報告書案に対する市民の皆さんからのご意見を募集します。

報告書案は2月2日（月）から、市政情報コーナー（市役所2階）、公民館、中央・滝山・ひばりが丘・東部の各図書館および市ホームページでご覧いただけます。

【提出方法】2月10日（火）までに（必着）、住所・氏名・年齢とご意見（A4で1枚程度）を記入の上、〒203－0054、東久留米市中央町2ノ6ノ23、中央公民館あてに郵送、ファクス（473・7675）、または電子メールで提出してください（電話受け付け不可）。

なお、頂いたご意見の返却や個別の回答はしませんので、あらかじめご了承ください。

詳しくは生涯学習課公民館係☎473・7811へ。

◆中央公民館メールアドレス
syogaigakusyu@city.higashikurume.lg.jp

資源回収報奨金後期分交付申請を受け付け

新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶などは、家庭から出されるごみの中で、資源として再利用できるものです。

市では、市民の皆さんで組織する団体が、このような資源ごみを市が指定する再生資源取扱業者に引き渡した場合、その回収量に応じて報奨金を交付する資源回収報奨金制度を設けています。20年度後期分の報奨金を交付しますので申請してください。

【対象団体】市内在住の方で構成する自治会・子ども会・婦人会・PTAなど（団体が確認できる規約、名簿等持参の上、提示してください）

【報奨金交付額】回収実績量に応じて1キログラム当たり10円

【申請対象期間】20年度の申請受け付け対象は、19年7月以降の回収実施報告書です

【申請日時】2月2日（月）～16日（月）午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

【申請会場】市役所5階502会議室

申請の際、回収業者からの集団回収実施報告書、代表者の認め印（スタンプ式不可）、振り込み先の金融機関（郵便局の場合は店名の数字と振り込み用の7けたの口座番号が必要）の通帳を持参してください（郵送不可）。

※報奨金交付申請書は、申請会場に用意してあります。今回の受け付けから、申請者は団体の代表者に限らせていただきますので、必ず代表者の認め印を持参してください。

詳しくはごみ対策課☎473・2117へ。

都営住宅入居者募集

【募集方式】①ポイント方式（家族向けのみ）②単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバーピア③事業再建者向け

【申込資格の概要】①ひとり親・高齢者・障がい者等の世帯など②単身者向けは原則60歳以上、シルバーピアは65歳以上など③事業の再建に伴って住宅を失い、民事再生法等による再生計画の認可決定等を受け、都内で事業を行っている中小企業の経営者など

※詳細は募集案内でご確認ください。

【募集案内配布日時・場所】土曜・日曜日、祝日を除く2月2日（月）～12日（木）に、都市計画課（市役所5階、上の原・ひばりが丘・滝山の各地域連絡所（①②のみ）、都庁、都内市区役所・町村役場、東京都住宅供給公社募集センター、同公社各窓口センターで。なお、東京観光情報センター（都庁第一本庁舎1階）および東京都住宅供給公社募集センターでは、2月7日（土）・8日（日）・11日（祝）の午前9時半～午後5時も配布します。

また、募集期間中は同公社ホームページからも入手できます

申し込みは2月16日（月）までに（必着）、募集案内に同封の申込用紙・封筒に必要事項を記入の上、郵送を（窓口での受け付けはできません）。

詳しくは、①②は東京都住宅供給公社募集センター☎0570・010810（配布期間中）、③および①②の配布期間外は同センター☎03・3498・8894、または市都市計画課☎470・7762へ。

◆東京都住宅供給公社ホームページアドレス
http://www.to-kousya.or.jp/

防犯パトロールや犯罪防止等について 防犯講演会を開催

東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会では、赤いベレー帽がトレードマークの日本ガーディアンエンジェルスの創設者で理事長の小田啓二氏を講師に招き、防犯パトロールの方法、犯罪防止等について講演していただきます。現在防犯ボランティアとして活動している方、またこれから活動をしたいとお考えの方は、この機会にご参加ください。

【日時】2月10日（火）午後2時半～4時半

【会場】市役所7階701会議室

【入場料】無料

当日直接会場へ。会場が定員になり次第締め切ります。

詳しくは防災防犯課☎470・7769へ。

ご参加ください 第4期介護保険事業計画等住民説明会

市では、地域の高齢者が寝たきりなどの要介護状態にならずに、住み慣れた地域で生き生きとした生活を営めるよう、介護予防や健康増進等の事業をより充実させる必要があると考えています。また、介護が必要となった高齢者には、介護サービスの量的確保や質の向上など、運営体制のさらなる整備が求められています。

このため、現在策定中の21年～23年度の介護保険事業等に関する計画に、皆さんの意見を盛り込めるよう、住民説明会を開催します。

住民説明会では、第4期介護保険事業計画等の概要と保険料の予定額について説明します。ぜひご参加ください。

【日時】2月7日（土）午前10時～正午

【会場】市役所7階701会議室

当日直接会場へ。

詳しくは介護福祉課介護サービス係（内線2553）へ。

国民健康保険 滞納世帯主等 特別措置について

国民健康保険では、特別な事情もなく国民健康保険税を滞納すると次の特別措置が適用されます。事情があって納付が困難なときは、必ず保険年金課（市役所1階）または納税課（同2階）の窓口までご相談ください。

特別措置の内容

①現在、お使いの被保険者証を返還していただき、短期被保険者証が交付されます。

※短期被保険者証とは、有効期間が短い被保険者証のことです。

②前記①をもっても改善されないときは、資格証明書の交付・保険給付の一部または全部差し止め、さらには保険給付の額が滞納保険税に充てられることがあります。

詳しくは保険年金課国保年金資格係☎470・7732へ。

国民年金だより

住所や氏名に変更があった際は届けが必要です

社会保険庁では、来年度から保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」の送付を予定しています（以後、毎年誕生月に送付）。住所や氏名に変更があった方で、届け出が済んでいない場合は、「ねんきん定期便」などの各種お知らせが届かない場合があります。変更があった場合は、速やかに変更届を提出してください。

なお、届け出先は現在加入されている年金制度等で次のように異なります。

届け出先

①国民年金第一号被保険者＝市保険年金課の窓口

②厚生年金・共済組合加入者およびその被扶養配偶者＝厚生年金・共済組合加入者の勤務先を経由し、管轄する社会保険事務所

③年金受給者・60歳以上で年金を受け取られていない方（裁定請求済みで現在停止になっている方も含む）＝武蔵野社会保険事務所

海外で生活する方も国民年金に加入できます

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳～60歳の方が加入する制度ですが、海外留学など海外で生活をする方は、希望により国民年金に任意で加入することができます。本来、海外に在住している期間は、合算対象期間として老齢基礎年金の受給資格期間に入りますが、年金額の計算には入りません。国民年金に任意で加入することによって、将来の年金額を増やすことができます。

加入手続き先は、武蔵野社会保険事務所または市保険年金課です（日本における最終住所地がない場合は、千代田社会保険事務所で受け付けています）。

年金に関する住所変更と任意加入について詳しくは市保険年金課☎470・7732または武蔵野社会保険事務所☎0422・56・1411へ。

わたしの見てある記

市長 野崎重弥

平成21年は大変厳しい幕開けとなりました。昨年秋以降の急速な景気の悪化と実体経済の縮小は、わが市の21年度予算編成にも大きな影を落としています。今、予算編成も大詰めを迎えていますが、おおむね固まった歳入予測では、市税収入を始めとして税関連交付金はほとんどがマイナスです。わが市においては地方交付税は増加しますが、本来は地方交付税で交付されるべきものの一部が臨時財政対策債という地方債に振り替えられ、本来の額には程遠い状況です。昨年末の地方財政計画では、この臨時財政対策債の総額が前年度比81・7％の増加です。つまり、本来国が地方交付税で交付すべき財源を、地方に借金で肩代わりさせて自治体運営をさせるというものです。

このことと並行して地方分権論議も進んでおり、おそらく近い将来大きな地方制度改革が実施されると私は思います。こういうときだからこそ、もっともっと大局的な制度議論の必要性があるのではないでしょうか。

21年度予算案は、厳しい社会経済状況の中にあっても、市民生活の安定に向け最大限の努力を傾注し、編成しています。この予算の審議は3月2日開会予定の第1回市議会定例会で行われます。